

# 衆院比例定数の削減に反対する

## — 専制政治への道を許してはならない

はじめに — いま起こっている事態	1
第1 小選挙区制と衆院比例定数の削減	1
1 小選挙区・比例代表並立制	
2 比例定数削減が生み出すもの	
3 国会と議会制民主主義の変容	
4 政権と政権党の一体化による専制政治への道	
第2 小選挙区制の16年	8
1 政治改革と小選挙区制	
2 構造改革・海外派兵と小選挙区制	
3 政権交代が投げかけるもの	
第3 比例定数削減のねらいと本質	11
1 二大政党制と国家改造	
2 国家改造の停滞と挫折	
3 09年総選挙の意義と限界	
4 国民の視点に立って	
第4 比例定数削減は許されない	17
1 比例定数削減は日本国憲法に反する	
2 ウェストミンスター・モデルには重大な問題がある	
3 比例定数削減は世界の趨勢に反する	
おわりに — 事態は切迫している	22
資料 比例定数削減シミュレーション	23
比例議席の配分（05年、09年）	
並立制のものの総選挙	
関係年表（八次審答申から政権交代まで）	

本意見書は、自由法曹団の小選挙区制・政党法に反対する活動や構造改革と改憲・海外派兵をめぐるさまざまな活動を踏まえ、自由法曹団常任幹事会や「国会改革」・衆院比例定数削減阻止対策本部の論議を経て取りまとめた。取りまとめは、第1、第2を田中隆、第3を松井繁明、第4を福山和人が担当し、田中が全体の調整と編集にあっている。

## はじめに — いま起こっている事態

政治改革がふたたび動き出そうとしている。

80年代末から90年代前半にかけて、政治改革と小選挙区制をめぐる攻防が展開された。全国の弁護士で構成する自由法曹団は、10数次にわたる意見書・報告書を発表し、広範な人々とともに小選挙区制阻止のたたかいを展開した。

1994年（平成6年 以下、年号は西暦の下2桁で表記する）1月の政治改革法（小選挙区制・政党助成法など）の強行から16年、構造改革が強行されて深刻な格差社会が生み出され、世界の趨勢に反する自衛隊海外派兵も常態化した。こうした国家改造の進展は、多様な民意を切り捨てて「虚構の多数」を生み出し続けた小選挙区制なしには考えられない。

09年8月の総選挙で、政権党だった自民・公明両党は歴史的な敗北を喫し、民主党を中心とした連立政権が成立した。総選挙の結果は、構造改革と自衛隊海外派兵に狂奔した路線への断罪であり、国家改造そのものに見直しを要求する本質をもっている。

にもかかわらず、政権党となった民主党は、衆議院比例定数の80議席削減を提唱して民意の歪曲をいっそう拡大しようとし、「国会改革」によって強権政治への道をさらに強めようとしている。これは「未完の改革」となっていた政治改革の完遂をめざす、「第二次政治改革」と言うべきものである。

こうした事態が現実のものとなれば、総選挙に託した国民の願いは裏切られ、国民不在の専制政治が現出することになるだろう。

本意見書は、こうした事態のもとで急きょ取りまとめたものであり、

- ① 比例定数削減と「国会改革」が生み出すものをシミュレートすること（第1）
- ② 政治改革が強行された背景とそれからの16年の総括を試みること（第2）
- ③ 民主党が強行しようとしている改革のねらいと本質を考察すること（第3）
- ④ 日本国憲法と世界の趨勢のもとでの比例定数削減の問題点を検証すること（第4）

を主眼としている。

## 第1 小選挙区制と衆院比例定数の削減

——民主党マニフェストが提起する比例定数80削減が強行されたとき、国会にどのような事態が引き起こされるか、先行して進められようとしている「国会改革」と結びついたとき、どのような政治が行われることになるか。

### 1 小選挙区・比例代表並立制

94年1月に政治改革法（小選挙区制・政党助成法など）が強行されて以来、衆議院の選挙制度には小選挙区・比例代表並立制が採用されている。定数480議席を、小選挙区

選挙で300議席、比例代表選挙で180議席を選出する制度である。

### (1) 小選挙区選挙

全国を300の小さな選挙区に細分した小選挙区選挙では、有権者は候補者に投票し、各選挙区から1人だけの議員を選出する。第2位以下の候補者への投票は議席に反映されないから膨大な死票が生まれ、第1党は得票率をはるかに超える議席（超過議席）を獲得することになる。小選挙区制とは、民意を歪曲して「虚構の多数」を生み出すことを本質とした選挙制度である。

小選挙区議席は、まず1議席を都道府県に割りあてた残余を人口比例で配分しているため、「ローカル県」の「1票の価値」が制度的に大きくされており、2倍を超える「1票の格差」が生み出されている。09年12月28日、大阪高等裁判所は、こうした投票価値の不平等を違憲とする判決を宣告している。

なお、細川内閣が提出した法案では小選挙区250、比例250だったが、自民党との談合修正で小選挙区300、比例200に変更され、2000年には比例が180に削減された。それだけ民意の歪曲が拡大されてきたことになる。

### (2) 比例代表選挙

比例代表選挙は、有権者は政党に投票し、得票数に応じて政党に配分する議席数が算出され（計算方法はドント式）、政党が提出しておいた名簿で当選者を決定する。小選挙区制による民意の歪曲を緩和し、多様な民意を反映するために導入されたが、11のブロックに分割されているため、定数の少ない選挙区では少政党は議席を獲得できない。

なお、小選挙区候補者を比例代表の名簿に登載し（重複立候補）、落選した場合に惜敗率（当選者に迫った割合）の順で当選させる制度が導入されたため、「小選挙区落選議員の復活当選のステージ」の感を呈している。

### (3) 5回の総選挙

並立制のもとで、96年10月（第41回）から09年8月（第45回）まで5回の総選挙が行われ、05年までは自民党を中心とした政権、09年は民主党を中心とした政権が生み出された。

いずれの総選挙でも政権党は多くの超過議席を獲得しており、5回の総選挙によって、民意の歪曲による超過議席に支えられた政権を生み出し続けたことになる（総選挙での各政党の得票率・得票数・議席は、表「並立制のもとの総選挙」を参照）。

## 2 比例定数削減が生み出すもの

### (1) 多様な民意の反映は「ムダ」！

2009年8月の総選挙での民主党のマニフェストには、「税金のムダづかいの一扫」のひとつとして「国会議員の定数削減」が掲げられ、「具体策」として「衆議院の比例定数を80削減する」と明記されている。そのとおりになれば、衆議院は小選挙区300、比例

代表100の議席で構成されることになり、細川内閣法案では50%だった比例代表が25%にまで圧縮されることになる。

こうなれば、多様な民意を反映させるために導入された比例代表選挙の定数はいっそう切り縮められることになり、ほとんど単純小選挙区制と変わらないことになる。民主党マニフェストは、多様な民意を反映そのものを「ムダ」として切捨て、民意を歪曲する単純小選挙区制に「純化」させようとしていると考えざるを得ない。

## (2) 05年と09年の総選挙

郵政選挙で自民党が圧勝した05年9月と、構造改革批判などで民主党が圧勝した09年8月の総選挙は、対照的な結果となった。2つの総選挙での、主要政党の獲得議席は以下のとおりである（表「並立制のよとの総選挙」参照 カッコ内が次の政権の与党）。

【05年】 自民296 民主113 公明31 共産9 社民7 国民4 他21

【09年】 自民119 民主308 公明21 共産9 社民7 国民3 他13

05年総選挙での自民党の得票率（比例）は38.18%、民主は31.02%、09年総選挙では自民26.73%、民主42.41%であった。どちらの選挙でも、第1党の得票率は40%前後であり、前政権も現政権も「虚構の多数」によってつくられた政権であることには変わりはない。09年総選挙で自民党から民主党に約11%の票が移動した結果、民主党は約200議席を伸ばして圧勝した。小選挙区制による超過議席が、自民党から民主党に移ったためである。

こうした「虚構の多数」を生み出しながらも、これらの総選挙では、公明党、共産党、社民党、国民新党などの第3党以下の政党も、比例を中心に一定の議席を獲得した。この4党の得票率、議席、議席占有率の合計は以下のとおりである。

【05年】 得票率＝27.74% 議席＝51 議席占有率＝10.63%

【09年】 得票率＝24.48% 議席＝40 議席占有率＝8.33%

この4党は、得票率にははるかにおよばないものの国会に一定の地歩を占め、かろうじて多様な民意を国政に反映させる役割を果たしてきた。

## (3) 小選挙区300、比例100のシミュレーション

比例定数を100にして、05年と09年の得票によるシミュレーションを行うと、主要政党の獲得議席は以下のとおりになる（詳細は、表「比例定数削減シミュレーション」を参照）。

【05年】 自民266 民主88 公明19 共産3 社民3 国民2 他19

【09年】 自民94 民主274 公明10 共産4 社民3 国民3 他12

このシミュレーションにあたっては、比例定数180を現在と同じブロックのもとで100に圧縮し（各ブロックの定数は、比例配分で算出）、圧縮した定数をもとにドント式でブロックの議席数を算出している（それぞれの選挙区への適用結果は、表「比例議席の配分 05年」「比例議席の配分 09年」を参照。グリーンの地紋が削減後も配分され

る議席であり、ブルーの地紋の議席は削減によって切り捨てられることになる。

#### (4) 削減は第3党以下を直撃

定数を削減すれば、民主・自民両党も獲得する議席は減少するが、第1党は議席占有率が増加し、第2党の議席占有率はほとんど変わらない。これに対して、比例代表を中心に議席を獲得していた第3党以下の政党は、致命的な打撃を受ける。

比例定数100議席のシミュレーションでは、公明党、共産党、社民党、国民新党の合計は、05年9月で27議席、6.75%、09年8月で20議席、5%となる。51議席から27議席（05年）、40議席から20議席（09年）と獲得議席は半減し、議席占有率も少なくなる。この「圧縮効果」は小さな政党であるほど顕著であり、公明党は比例議席が2分の1、共産党は3分の1、社民党は3分の1かゼロ、国民新党はゼロである。

09年総選挙で、300万票を超える得票（比例代表 4.27%）を得た社民党は比例3議席を獲得したが、シミュレーションでの比例議席はゼロである。得票率4.27%とは、400議席を比例配分すれば17議席になる得票であり、100議席の比例配分でも4議席にはなる。11ブロックに細分されたもとの比例定数の削減は、これだけの議席を得ている政党の議席を人為的に抹消することになるのである。

しかも、比例定数の削減は「小選挙区中心の総選挙」の様相をいっそう強めることになり、「死票回避」の意識によって比例代表選挙でも第1党、第2党に投票を誘導する効果（小選挙区効果）を引き起こす可能性が大きい。そうなれば、シミュレーション以上に小さな政党に厳しい結果をもたらす可能性も否定できないのである。

### 3 国会と議会制民主主義の変容

単純小選挙区制に限りなく傾斜した比例定数削減は、与野党や国会のあり方に決定的と言っている変容をもたらすことになる。

#### (1) 第3党以下の制度的抹殺

自民党と民主党への「二大政党化」が進行するもとの、比例代表を中心に議席を獲得してきた第3党以下の政党は、「二大政党」に収斂されないさまざまな意見・要求を国政に反映する政党として、それぞれの役割を果たしてきた。

共産・社民両党は、自衛隊海外派兵に反対し、新自由主義的構造改革に真っ向から反対する政党として、平和憲法の擁護や生活と権利の擁護を願う国民的要求の「受け皿」となってきた。また、国民新党は、保守主義的立場から市場原理主義に反対する政党として、構造改革で切り捨てられる地域社会や階層の批判世論の「受け皿」となってきた。他方、財界は、自民・民主両党を、構造改革の推進、自衛隊海外派兵の容認、明文改憲への志向という同質の二大政党として育成しようとしている。このようななかで、こうした少数政党が果たしてきた役割の重要性は、あらためて確認されるべきだろう。

比例定数の削減は、第3党以下の政党が比例議席を獲得することを著しく困難にする。

その結果、少数政党は制度的に淘汰されていくことになる。このことは、財界が育成・支配する、自衛隊海外派兵・明文改憲路線や構造改革路線を容認・推進する同質の二大政党の国会支配をいっそう強化することに、ならざるを得ないのである。

## (2) 第2党の対抗力の減殺

自民党や民主党にとっても、定数削減は深刻な影響をもたらすだろう。

民意を歪曲して虚構の多数を生み出す小選挙区では、支持を失った政党には「地すべりの敗北」が起こらざるを得ない。その「地すべりの敗北」をかりうじて食い止め、敗北した政党に議席を獲得させてきたのが比例代表選挙であった。05年9月総選挙の民主党、09年8月総選挙の自民党がその実例である。

また、自民党や民主党は、重複立候補を採用して小選挙区で落選した議員の復活当選をはかってきた。この重複立候補には国民の批判も強く、比例代表選挙の本来の意味を失わせる問題点をはらんでいるが、ベテラン議員や小選挙区で健闘した議員の「返り咲き」に活用されてきたこともまた事実である。

比例削減によって、敗北した政党（＝第2党）が得票率に応じた議席を確保する道が狭められ、有力議員等の復活当選の道を封じられることによって、野党は対抗力を著しく削ぎ取られることになる。議員（候補）からすれば、重複立候補による復活当選の機会が半減することを意味しており、小選挙区で敗北した議員（候補）は、「ムダ」として淘汰されていくことになるだろう。

優勝劣敗を徹底する比例定数削減が生み出すのは、第2党の対抗力の減殺と議員（候補）の「使い捨て」にほかならない。

## (3) 政権党絶対優位の国会

構造改革や自衛隊派兵に反対する政党を淘汰し、野党の議席を切り縮めた衆議院では、政権党が絶対優位のポジションを確保することになる。比例定数削減によって、第1党に超過議席を与える小選挙区制の機能が、いっそう露骨になるからである。

09年総選挙で圧勝した民主党の議席占有率は64.17%で単独3分の2には達しておらず、自民党が圧勝した05年総選挙でも、議席占有率61.67%と単独3分の2には達しなかった。比例定数100議席のシミュレーションでは、09年と同じ得票で民主党の議席占有率は68.50%に達し、3分の2を超えている。05年でも自民党の議席占有率は65.5%に達しており、実際に行われれば保守系無所属の取り込みなどで3分の2を超える可能性は大きい。

衆議院で3分の2を超えた政権党は、仮に参議院で与野党が逆転していても衆議院での再議決で法案を強行できる。このことは、他の政党との連立を必要とせず、野党のみならず参議院すら無視できる絶対的なポジションを、政権党に与えることを意味している。

## (4) 議会制民主主義の死滅

比例定数の削減は、国会のあり方や役割に深刻な影響を与えることになる。

自衛隊海外派兵反対や構造改革反対を掲げ、真っ向から対決する論戦の機会は、ますます奪われることになる。こうした声を反映した少数政党の議席は、ますます稀少になるからである。地域や階層の要求を背景にした野党の追及は重要な意味を持っているが、こうした論戦もまた活性化することはない。敗北した第2党などの野党は、復活当選の道も封じられて対抗力を大幅に奪い取られるからである。さらに、政権党が3分の2を超える議席を獲得すれば、参議院での論戦も最終的には意味を持たないことになる。

こうした結果、国会の役割は、政権党が提案する法律案や予算案に「お墨つき」を与えるだけのものになり、「無風の国会」が人為的に作り出されることになる。そうなれば、国会での論戦を通じて法案や予算案などの内容や問題点を明らかにし、国政の方向を決するという議会制民主主義は死滅したに等しい。

これは、国会と国会議員の存在意味が失われていくことを意味している。

#### **4 政権と政権党の一体化による専制政治への道**

##### **(1) 「国会改革」が生み出すもの**

連立を組む社民党や国民新党の強い反対もあって、比例定数削減はまだ動き出してはいない。だが、定数削減と同じ本質を持つ「国会改革」はすでに進行しつつある。

##### **a 官僚答弁の禁止 内閣法制局長官の答弁者からの排除**

「政治主導」を掲げて公務員（官僚）を国会から排除し、憲法解釈を政権に委ねて恣意的解釈と運用を可能にするもの。

##### **b 民主党議員の議員立法抑制、国会質問の排除**

政府と政権党の一体化を理由に、民主党議員の自主的な活動を抑制する。内閣に議案提案権を独占させ、国会を議案の追認機関に純化させることになる。

##### **c 請願・陳情の民主党本部一元化**

個々の民主党議員を介した請願・陳情を封じ込むとともに、野党を通じた請願・陳情の意味も失わせる。国民の請願権への不当な制約・介入である。

##### **d 通年国会化、委員会定数の削減、常任委員会の連日開会化**

国会審議の加速化・機動化を口実に、法案などの慎重な検討を不可能にし、国会を政府提出法案の自動追認機関にしてしまう。

実行の段階はさまざまであるが、これらの「国会改革」は、公務員（官僚）を国会から排除し、政権および政権党（具体的にはその執行部）の権限を著しく拡大するものある点では共通している。

##### **(2) 政権と政権党一体化による専制政治**

比例定数削減は政権党の絶対優位を生み出し、国会を議案に追認を与えるだけの機関に変容させる。「国会改革」は、公務員（官僚）を国会から排除するとともに、議員活動や国民の請願権行使を政権党執行部の一元的管理のもとに置こうとする。



この2つの改革は、本質的に同じ「論理」に立脚している。

小選挙区制に傾斜した総選挙で直接国民に選択された政権党は、「国政を委ねられたもの」として政権（内閣）を組織しすべての権力を行使する。政権党と一体化した政府（内閣）が議案提案権を事実上独占し、政権党が支配する国会はその議案をすみやかに可決する。政権党に権力を託した国民は、政権党が構成する政権の権力行使を観客として見守っていればいい。そうすれば、これで激動する内外の情勢に機敏に対応できる政治の断行が可能になる・・・これがその「論理」と言っている。

この「論理」のもとでは、国民には総選挙で政権党を選び出す役割しか予定されておらず、政権党が構成する政権（内閣）には絶対的な権力が保障される。政権党にそれほど巨大な権能を認めれば、政党活動を執行部の一元管理のもとにおかざるを得ないことも必然だろう。

「国会改革」と比例定数削減が生み出すものは、政権と政権党の一体化による専制政治にはほかならないのである。

### **(3) 民主政治の理念への背反**

比例定数削減や「国会改革」を導く「論理」は、総選挙とは政権を選択するためのものであり、選挙で選択された政権党は国民に全面的に政治を託されたとする。民主政治の理念に照らして、この考え方は正しいだろうか。総選挙を経た国民は、政権党（あるいは政権党が構成する政権）に、政治を白紙委任したことになるだろうか。

国政選挙で選出されるのはあくまで「全国民を代表する」（憲法第43条）国会議員であり、選挙の目的は「国権の最高機関」（憲法第41条）の国会を生み出すことにある。議院内閣制が採用されているために政権党も総選挙で決まることにはなるが、内閣総理大臣の指名は国会の役割の一部にすぎない。国会と国会議員には、国会での審議や国政調査などを通じて民主政治を発展させる積極的な役割が期待されているのである。

政権党に票を投じたのは国民の一部（ほとんどは投票数の半数未満）であり、小選挙区制に傾斜すればするほどこの傾向は強くなる。また、政権選択とは結びつかない参議院選挙などによって、総選挙と異なる政策選択が行われることも少なくない。総選挙での支持をもって、政策の実行が白紙委任されたなどとは、とうてい言えないのである。

現実的に考えても、国民の投票は政策を支持してのものとは限らず、まして「マニフェストのすべてを理解し、支持したうえでの投票」など稀有のことだろう。また、情勢の変化や地域の実情との関係で、政策の実行を再検討すべき事態も発生するに違いない。

国会に求められているのは、刻々と移り変わる社会状況のもとで、国民の要求に即した適切な政治が行われることであり、国民は決して政権党への白紙委任などしていない。

政権と政権党の独裁を導く「論理」は、民主政治の理念に真っ向から背反しているのである。

## 第2 小選挙区制の16年

——小選挙区制を導入した政治改革はどのようななかで強行されたか。政治改革法強行から16年、小選挙区制のもとでどんな政治が展開されたか。09年8月の総選挙による政権交代はなにを投げかけたか。

### 1 政治改革と小選挙区制

#### (1) 小選挙区制の浮上

94年1月の政治改革法の強行によって小選挙区・比例代表並立制が採用されるまで、衆議院には中選挙区制が採用されてきた。全国を中選挙区に区分し、それぞれの選挙区から3人ないし5人の議員を選出する制度である。小政党の議席獲得も可能であるため、多様な民意が反映しやすい性格をもち、「準比例代表制」とも言われてきた。

80年代終盤、小選挙区制導入を中心とする政治改革の策動が浮上した。背景にあったのは、アメリカ主導で展開されていた経済の国際化・グローバル化と、この国の大企業の多国籍企業化であり、主導したのは財界であった。

89年6月、財界・連合・マスコミ幹部が中心となった第八次選挙制度審議会が発足し、90年4月には第一次答申(衆議院への小選挙区制導入など)、同年7月には第二次答申(政党助成など)が発表された。

#### (2) 小選挙区制をめぐる攻防

審議会答申を受けて、歴代内閣は政治改革法案(小選挙区制・政党助成法案など)を提出し続け、小選挙区制に反対する国民的な反対運動も広範に広がった。

##### a 海部内閣

91年7月 法案(並立制)提出。全野党反対。10月に廃案。

##### b 宮沢内閣

93年4月 法案(単純小選挙区制)提出。社会・公明両党、対案(併用制)提出。

6月 内閣不信任案可決、衆議院解散。廃案。8月に細川連立内閣成立。

##### c 細川内閣

93年9月 法案(並立制)提出。自民党、対案(単純小選挙区制)提出。

11月 衆議院・政府法案可決。

94年1月 参議院・逆転否決。両院協議会決裂。

衆議院議長あつせんによる「総・総協定」により法案蘇生。成立。

財界・連合が推進運動を展開し、ジャーナリズムが「改革推進」を叫ぶなかで、共産党をのぞくすべての政党が推進に転じることになった。そのもとでも、法案は2度廃案となり、最後の細川内閣法案も参議院での否決—両院協議会決裂と、本来の道筋が尽きたあとの「深夜の密室談合」によってしか成立させられなかった。改革推進勢力の執念を示すと

ともに、民主政治の擁護をめざした反対運動の底力も示したものと言えよう。

### (3) 国際化に対応した政治のための小選挙区制

「今日、我が国は、山積する国内的諸問題の解決を迫られており、また国際的にも、世界の平和と繁栄のための積極的貢献を求められている」。小選挙区制導入を提唱した第八次選挙制度審議会第一次答申の冒頭の一節である。

「山積する国内的諸問題の解決」とは、多国籍企業化した大企業が国際競争を勝ち抜くための新自由主義路線への転換であり、「世界の平和と繁栄のための積極的貢献」とは湾岸戦争を機に進められていた自衛隊海外派兵の推進である。小選挙区制導入を中心にした政治改革のねらいがこうした国家改造にあることを、審議会答申はあけすけに語っていたのである。

審議会答申が、グローバリゼーションに対応した国家改造を実現するために提起した選挙制度改革のビジョンは、

- ① 衆議院議員選挙は、政権の獲得、政策の実現をめざして政党間の政策の争いを中心として行われるべき
  - ② 責任ある政治が行なわれるために政権が安定するようにすること、政権が選挙の結果に端的に示される国民の意思によって直接に選択されるようにすること（などが求められ）、
  - ③ 時代の変化に即応する政治が行われるためには、民意の正確な反映と同時に、民意の集約、政治における意思決定と責任の帰属の明確化が必要
- というものであった（いずれも、第一次答申より抽出）。

「民意の集約」「政権の安定」「選挙による政権の直接選択」といった要求を満たす選挙制度として選ばれたのが小選挙区制であり、比例代表を並立することによる「民意の反映」は、はじめから「つけたし」にすぎなかったのである。

### (4) 政党のあり方の変容

「政党本位の選挙や政治」を掲げる政治改革は、政党のあり方にも及んでいた。

- ① 比例代表のみならず小選挙区でも政党による候補者名簿の提出が原則となったこと（無所属での立候補は認められるが政党候補との間に選挙運動の差別がある）
- ② 政党助成金が導入されたこと（250円×総人口 08年＝319億円 得票率と議席によって配分 共産党以外の政党が受領）。
- ③ 得票率2%か国会議員5人の要件を持たさない政党には、国政選挙への参加、企業・団体献金の受領、政党助成金の受領が認められないこと

などがそれにあたる。

これらは、政党管理や小政党排除に道を開くとともに、政党助成金などの政党財政を握り、候補者決定権を独占する政党執行部の権限を拡大する性格をもっていた。

これが、「国会改革」がねらう政権と政権党への権限集中の「原型」と言ってい

## 2 構造改革・海外派兵と小選挙区制

### (1) 1994年から2010年へ

94年1月の政治改革法強行から16年が経過した。

小選挙区比例代表並立制による総選挙が5回実施され、細川・羽田・村山・橋本・小渕・森・小泉・安倍・福田・麻生・鳩山と、11の政権が誕生した。うち、細川・羽田の両政権と鳩山政権は非自民の連立政権、その他の政権は自民党が中心となった連立政権であった（村山政権は社会党首班）。

11の政権のすべてが連立政権であったこと、多くの政権が不安定で短期間のうちに交代したことなど、審議会答申が求めた「政権の直接選択」や「政権の安定」がそのとおり実現したわけではない。だが、小選挙区制の16年間は、グローバリゼーションに対応した新自由主義路線への転換・構造改革と、アメリカの「反テロ戦争」に追随した自衛隊海外派兵・明文改憲の策動が、暴風のように吹き荒れた16年間であった。

国際化に対応した「果敢な政治」を実現するために、財界を中心とする勢力が推進した政治改革は、国家改造への道筋をつけたのである。

### (2) 構造改革と自衛隊海外派兵・明文改憲

政治改革に続いて、行政・財政・税制・地方自治・雇用・教育・福祉・医療・治安・司法などあらゆる分野で構造改革が推進された。橋本政権の「6大改革」（97年）で実行の方向が打ち出され、小渕政権による地方分権一括法等の強行で枠組みが固められ（99年）、小泉政権（01年～06年）や安倍政権（06年～07年）によって全面的かつ急進的に推進されたのが、構造改革の大筋の展開である。新自由主義にもとづく構造改革が、深刻な格差社会を現出させたことは、すでに歴史的な事実となっている。

「9・11事件」（01年）を機に「反テロ戦争」が引き起こされ、戦火はアフガニスタンからイラクに拡大した。小泉政権は、「テロ特措法」（01年）、イラク特措法（03年）を強行して戦地への自衛隊派兵に踏み切り、有事法制や国民保護計画で臨戦態勢も整備された。憲法9条を焦点とした明文改憲の策動が強められ、「戦後レジームからの脱却」を叫ぶ安倍政権によって改憲手続法が強行された（07年）。

これが構造改革と改憲・海外派兵の概要である（詳しくは巻末の年表を参照）。

### (3) 政治改革と構造改革・海外派兵

構造改革と海外派兵の強行を支えたのは、政治改革が生み出した政治システムであった。

96年総選挙から05年の郵政選挙まで、自民党の得票率（比例代表）は30～40%であり、ほとんど選挙で3分の1の支持しか獲得できていない。その自民党が50%近くの議席（05年は60%超の議席）を獲得し、連立を組む公明党などの議席を加えて過半数（05年は3分の2超）の議席を確保したのは、「虚構の多数」を生み出して第1党（政権党）に多くの超過議席を保障する小選挙区制だったためである。

さらに、政党をめぐる改革で強まった党内統制によって党内の反対意見が封じ込まれたこと、政治改革以来の「改革こそ正義」というイデオロギーが支配的であったことなども、構造改革や海外派兵の強行を可能にする大きなインパクトとなった。

小選挙区制を中心とする政治改革が生み出したものは、亀裂と分断を拡大した深刻な格差社会であり、平和憲法を破壊する自衛隊海外派兵の常態化だったのである。

### 3 政権交代が投げかけるもの

09年8月の総選挙は、格差社会を生み出した構造改革などへの憤りが噴出した選挙であり、その憤激が生活擁護を掲げた民主党に勝利をもたらし、政権交代を実現させた。11%の得票の上乗せで200議席を増加させる圧勝となったのは、小選挙区制のもとで第1党となった民主党に膨大な超過議席がもたらされたためである。

だが、そのことは、今回の政権交代が小選挙区制だから実現したことを決して意味しない。09年総選挙では、小選挙区でも、比例代表でも、民主党の得票率は自民党を10%以上うわまわっている。これだけはっきりとした逆転が発生すれば、どのような選挙制度のもとでも、民主党が第1党となり政権交代が実現することになるのである。

では、政治改革が行われず、小選挙区制が採用されていなかったらどうなったか。

国民の要求をそれなりに反映し、地方・地域の声を受け止めざるを得ない中選挙区制が維持されていたら、構造改革はあれほどの犠牲をもたらす前に、もっと早い政策転換か政権交代で阻止されていたに違いない。平和憲法を無視し、国民の声にも世界の趨勢にも背反した自衛隊海外派兵も、できなくなったはずである。国民の反対を押し切って、「痛みの伴う改革」を強行しようとした財界などの支配層は、そうした危険があるからこそ、民意を集約して「虚構の多数」を生み出す政治改革・小選挙区制を先行させたのである。

政治改革が先行した結果、構造改革の犠牲は極限まで拡大し、自衛隊海外派兵の矛盾も深刻になった。矛盾が露呈してそうした政治が否定されたいま、求められているのは政治改革が生んだ小選挙区制そのものへの見直しであって、比例定数の削減ではない。

これが小選挙区制16年の総括でなければならないのである。

## 第3 比例定数削減のねらいと本質

——民主党は比例定数80削減を掲げ、「国会改革」をおこなうための法案を提出しようとしている。民主党はなぜ比例定数削減などをめざすのか。そのねらいと本質をどう見るべきなのか。

### 1 二大政党制と「国家改造」

#### (1) 「ムダの節減」と「政権交代可能な選挙制度」は理由にならない

民主党のマニフェストで比例定数削減の「理由」としてあげられているのは、「ムダの削減」であった。しかし、80議席の削減によって生みだされる経費の削減額は年間約54

億円である。92兆円もの国家予算のなかでは微々たるものにすぎない。国民の思想信条の自由を侵し、政党と国民とのあるべき関係を切断する政党助成金の約320億円を廃止すれば、その節減効果は5倍以上にのぼる。「ムダの削減」は理由にならない。

民主党は、最近では、「より政権交代可能な選挙制度」をあげるようになった。では、民主党は本気で「より政権交代可能な制度」をめざしているのだろうか。現に政権を掌握しているのは民主党である。その政権政党が、政権の交代すなわちみずからの退陣を早めるために定数削減を求めるとは、考えられない。民主党の真のねらいは別のところにあるとみななければならない。

自民党にさらに壊滅的打撃をあたえ、あわせて少数政党の徹底的な排除をめざすこと——ここに民主党の真のねらいがあるとみるべきだろう。

## (2) 財界・大企業の二大政党制への要求

こうした民主党のねらいは、90年代以降すすめられてきた、財界主導の二大政党制実現の方向に沿うものである。

財界・大企業が求める二大政党制では、2つの大政党が併存するだけでなく、その2つの政党の間で、政党の体質および軍事・外交・国家体制などに関する基本政策の同質性が保たなければならない。政権が腐敗や失政によって退陣に追いこまれる事態は避けがたいが、政権交代による政治的「混乱」を回避するには、政権の交代が同質性のある2大政党の間で行われなければならないからである。

そのために最もよい選挙制度は単純小選挙区制である。

次に、2つの大政党以外の政党は徹底的に排除されねばならない。

基本政策が同質の二大政党制のもとでは、しばしば国民大衆の要求が抑えこまれ、ときには不満が噴出することがありうる。このような国民の要求や不満を、2つの大政党以外の政党が吸収し、代表するようなことになる、二大政党制が揺らぎかねない。大政党側も、その一方（または双方）が少数政党の主張や政策を取り入れざるをえなくなり、そうなれば、財界・大企業が期待する安定した政治の継続が危うくなる。それを防ぐために、少数政党を徹底的に排除しなければならないことになるのである。

少数政党の排除に最も有効な手段もまた、単純小選挙区制である。それに限りなく接近する比例定数の削減も相当程度に「有効」なことは、すでに見てきたとおりである。

## (3) 国家改造のための二大政党制

財界・大企業がめざしてきた二大政党制はしかし、それ自体が目的ではない。特定の政治目的を達成するための手段なのである。では、財界・大企業は、二大政党制という手段をつうじてなにを実現しようとしてきたのだろうか。

第1に、新自由主義経済にもとづく国家改造である。

アメリカが支配するグローバリズム経済のもとで、財界・大企業は、税制・社会保障・雇用・医療・開発など、あらゆる分野で規制から免れ、最大限の利益を追求できる体制を

つくりあげること为目标としている。あらゆる分野で展開された構造改革は、この目標を達成するためのものである。

第2に、アメリカの軍事戦略にもとづく米軍再編にしたがって、日本の軍事大国化、米軍基地の拡大・高機能化、自衛隊の恒常的海外派兵体制、そのための憲法改悪などをめざす国家改造である。

大多数の国民のつよい反対を押し切って、アフガニスタン戦争支援のために海上自衛隊艦艇をインド洋に派遣し、陸上自衛隊・航空自衛隊をイラク戦争へ参戦させたことや、明文改憲と結びつく教育基本法の改悪や改憲手続法の制定を強行したことなどは、そのあらわれにほかならなかった。

#### (4) 国家権力そのものの改造

しかしそのためには、二大政党制だけでは不十分である。首相を頂点とする政権に強大な権力を集中し、迅速・果敢に政策を実現する国家体制をつくりあげなければならない。国家権力そのものの改造が必要なのである。

そのためになにが必要か。

第1に、国政選挙、とりわけ衆議院議員選挙を「政権選択選挙」の枠のなかに押し込めてしまうことである。

「政権選択選挙」とはなにか。2つの大政党がそれぞれのマニフェスト（政権公約）を掲げて争い、わずかな得票差でも、第1党が「虚構の多数」で政権を確保する。国民はマニフェストにもとづいて政権を選択した以上、（解散がないかぎり）4年間は政権党にすべてを委ねたことになるのだから、政権党がマニフェストの範囲でいかなる政策を実行しようと異議を申し立てるべきものではない。議会もまた、選挙の結果にしたがって内閣総理大臣を選出することが唯一の機能であって、政権の政策実行を妨げるような機能をもつべきではない。このような政治を可能にするための改革をおこなわなければならない。

第2に、こうした「政権選択選挙」を実現するには、選挙制度としては単純小選挙区制が最も望ましく、比例定数の削減はその理想に近づく道である。この結果として少数政党が壊滅することは、たんに「やむを得ない」ことではなく、むしろ「望ましい」ことである。

第3に、国会の機能をいちじるしく制約し、国会の地位を低下させることである。

民主党が提起する「国会改革」（内閣法制局長官をふくむ官僚答弁の禁止、会期不継続原則の廃止または通年国会制、常設委員会の定例日の廃止など）は、そのためのものである。

#### (5) 憲法と議会制民主主義を蹂躪

こうした議論はしかし、とてつもない暴論である。憲法が予定する議会制民主主義とはまったく背反するものだからである。

なによりも、主権者である国民が参加する国政選挙はそもそも、たんなる「政権選択」のためだけにあるのではない。議院内閣制をとるこの国の選挙に「政権選択」の面がある

ことは否定できない。しかし、選挙によって選出された議員で構成する国会は、たんに首相の選出だけではなく、政権や官僚の行為や責任を監視し、ときどきの国民の要求や不満を国政に反映させる機能をもたなければならない。これは当然のことである。

つぎに、選挙制度は、現代のように価値観の多様化した社会において、多様な国民の意識を正確に反映するものでなければならない。「正当に選ばれた国会における代表者」（憲法前文）とは、まさにこのことを意味している。それに対し、単純小選挙区制（それに近接する「比例定数削減」）は、「みせかけの多数」と「みせかけの少数」をつくりだし、多様な国民意識の正確な反映を歪めるものでしかない。まして人為的に少数政党の抹殺をはかることなどは許されない。

さらに、「国権の最高機関」である国会は、たんなる首相選出機能だけをもつ機関ではない。予算、条約、法案などの審議をつうじて、政権や官僚の行為とその責任をただし、国民の多様な要求や不満を国政に反映させる機能を有するものである。民主党のいう「国会改革」はこれらの機能を否定することにおいて、憲法違反と言うべきである。

## 2 国家改造の停滞とその挫折

### (1) 未完の改革

国家改造を推進する側からすれば、国家改造はいまだ途上にあると言わざるをえない。

- ① 二大政党制は完成したとはいえ、国家権力の改造はこれからの課題である。
- ② 消費税率の引上げによって財界・大企業の負担を軽減させ、財政の安定をはかろうとする策謀は、国民の根強い反対に直面している。
- ③ 市区町村のような基礎的自治体を現在の約1800から約300にまでに減少させ、その上に道州制をつくろうとする「地方分権」計画は、いまだ青写真すらできていない。
- ④ 子どもを競争と選別にまきこみ、一部のエリートと多数の愛国心だけをもつノンエリートとに峻別する教育改革も、教育基本法改悪を成立させたものの、その現実化は思うにまかせない状況にある。
- ⑤ 非正規労働者の搾取による利益追求の道も、国民的支持をうけた労働者階級の激しい抵抗に直面している。
- ⑥ 目的や期間が限定される特措法による海外派兵を、海外派兵恒久法に切り替えるもくろみも、いまだ実現していない。

これでは、推進側から見れば「国家改造いまだ成らず」とならざるを得ないだろう。

### (2) 重大な挫折への直面

それだけではない。強力に推進したにもかかわらず、ここ数年、国家改造は重大な挫折を経験してきた。

まず、新自由主義にもとづく構造改革路線にたいする国民的批判が、財界・大企業と旧



自公政権に集中したことである。大企業が正規労働者を低賃金の非正規労働者に代替することによって巨額の内部留保を積み上げる一方、絶対的貧困層が拡大し固定化された。年金、医療、介護、社会保障制度の改悪によって、最低限のセーフティーネットも破壊された。08年9月以降の世界同時不況のなかで、とりわけ日本経済のうけた打撃は大きく、国民の不満は高まるばかりである。

つぎに、アメリカに追随して海外に派遣した自衛隊もあいついで撤退を余儀なくされてきた。06年6月、イラク派兵の陸上自衛隊が、名古屋高裁の違憲判決をうけて08年12月には同じく航空自衛隊が、それぞれ撤退した。インド洋に派遣された海上自衛隊も今年1月のテロ特措法の期限切れで撤退する。残るのは、ソマリア沖に「海賊対策」として派遣されている海上自衛隊だが、これもみるべき成果をあげていない。

さらに、明文改憲策動の挫折である。「戦後レジームからの脱却」を叫んだ安倍政権は、07年5月に改憲手続法を強行採決で成立させたものの、同年7月の参議院議員選挙での惨敗をうけて退陣した。改憲手続法強行から1年半になるが、憲法審査会は開会できていない。09年8月の総選挙では、改憲を主唱していた自民党議員が大量に落選した。

国家改造を推進する側が、この停滞と挫折をのりこえて、国家改造の再生と強化をはかろうとするのもまた、当然であろう。

### 3 09年総選挙の意義とその限界

それにしても、である。

これまで国家改造をすすめてきた財界や、野党となった自民党が国家改造の再生と強化を主張するのは理解できる。だが、09年8月の総選挙で大勝した民主党が、なぜ国家改造を急ぐのかは、とうてい理解できない……これがおおくの国民の実感であろう。

この問題を考えるには、09年総選挙の結果を冷静に分析することが必要となる。

#### (1) 民主党勝利の要因

09年総選挙における民主党勝利の要因について、さまざまな分析がおこなわれてきたが、つぎの2点に集約されるだろう。

第1に、国民は必ずしも民主党の政策(マニフェスト)を全面的に支持したのではなく、自公連立政権による政治へのつよい不満・反発が国民を民主党への投票にかりたてた。国民の不満・反発の主なものは、構造改革による貧困と格差の拡大・固定化とアメリカに追随した明文改憲をふくむ軍事大国化路線にむけられたものであった。

第2に、民主党が事実上の「政策転換」をおこなったことによって国民の支持を上げたことも事実である。

民主党は構造改革を提唱し、「自民党よりうまくやる」と公言してきた政党である。

その民主党が、07年の参議院選挙と09年の総選挙では、「生活第一」「コンクリートから人へ」などのスローガンを掲げ、子ども手当の大幅増額、農家にたいする所得補償な

どの具体的政策を提起した。また、日米関係を従属から対等に移行させることを提唱し、普天間基地の県外または国外移転を主張した。これが国民の支持を集めたのである。

このような「政策転換」は一見すると、構造改革や対米従属の路線から決別するものであるかのように見える。しかし、はたしてそうなのだろうか。

## (2) 民主党と国家改造

民主党はもともと構造改革の徹底と改憲を掲げてきた政党である。そのことは、さまざまな公式文書から明らかである。

これまで見た民主党の「政策転換」はしかし、この基本方針からの転換を示すものではない。民主党自身が、従来の基本方針（たとえば改憲を主張する「憲法提言」など）の撤回や廃棄を表明したことは一度もない。選挙に際してのマニフェストの記載において、「政策転換」を前面に押し出し、従来の基本方針を背景にしりぞけたにすぎないのである。

一定の「政策転換」で国民の支持を集め政権党となった以上、基本政策たる国家改造と軍事大国化路線を実行するのに、なんの遠慮がいるものか——。これが民主党執行部の本音であろう。鳩山政権が最初にむかえる2010年の通常国会で、最大のテーマを「国会改革」としていることが、そのなによりの証左といわなければならない。

もちろん、この夏の参議院選挙や11年のいっせい地方選挙を控えているもとの、民主党にもジレンマはあるだろう。「政策転換」のもとで当選してきた民主党議員のなかには、構造改革に真剣に反対しようとしている議員も数多くいるに違いない。また、国家改造や軍事大国化の道を単純に突き進めば、「生活第一」や「日米対等」のスローガンを信じた国民からの批判や反発が出かねないのである。

しかしそうはいつでも、民主党が比例定数の削減や「国会改革」を強行し、これらを基礎にした国家改造の道を進もうとしていることは、まぎれもない事実である。そのことはまた、民主党の歴史や本質にてらして少しも不思議なことではない。

民主党がこのまま比例定数の削減に突き進むなら、民主党こそが最も強力な国家改造の推進者となって国民と敵対していくことにならざるを得ないのである。

## 4 国民の視点に立って

これまでのことをもう一度、国民の視点に立って考えてみよう。

09年総選挙は、民主党の勝利であったが、ある意味では国民の勝利でもあった。

戦後はじめて、国民の力によって長期にわたる自民党政権を退陣に追い込んだのだから、民主党政権にたいする国民の期待や要望が大きいのもよく理解できる。国民の権利や世界の平和を実現する政治をすすめるよう民主党政権に求めてゆくことは、当面する最も重要な課題である。

しかし、そのこととは別に、いま民主党が押しすすめようとしている比例定数の削減や国家改造の本質がどこにあるかを冷静に判断しなければならない。それはすでに述べてき

たように、国政にたいする国民の意思や要求を人為的に遮断し、少数政党を排除し、憲法判断を政権が独占するものである。憲法が予定する民主主義の全否定にひとしい。いかに民主党であろうと、このような政治が許されてよいはずがない。

国民はいま、みずからの力で政治を変えられることを確信するにいたった。その確信にもとづいて、民主党に「民主主義をまもれ!」、「民主主義を否定する比例定数の削減や国家改造をただちに中止せよ!」と求めてゆく時がきているのではないだろうか。

国民はいま、みずからが選んだ政権が、たちまち国民無視の強権政治を展開しようとしているのを目のあたりにするという、激烈な政治状況を経験している。この経験をのりこえて民主主義を守りきったなら、この国の民主主義はいつそう強力な存在として立ちあらわれることになるだろう。

## 第4 比例定数削減は許されない

——小選挙区制は、日本国憲法のもとでの選挙制度として妥当するだろうか。ウェストミンスター・モデル（イギリス型議院内閣制）は民主政治の「模範」となるものだろうか。世界の選挙制度はどのようになっているのだろうか。

### 1 比例定数削減は日本国憲法に反する

#### (1) 日本国憲法と選挙制度

日本国憲法は、普通選挙や秘密投票、衆参両議院の議員の任期等を規定する以外は、国会議員の選挙制度について具体的な定めをおいていない。第47条で「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める」と規定しているから、一見すると、選挙制度については広範な立法政策に委ねられているかにも見える。

しかし、日本国憲法は、前文第1項において「主権が国民に存することを宣言」するとともに、日本国民が「この憲法を確定する」ものであること、すなわち国民主権の原理と主権者たる国民が憲法制定権者であることを謳っている。さらに前文第1項後段は、「国政は国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と規定し、国民主権と代表民主制の原理を宣言している。

このような日本国憲法の国民主権原理と代表民主制の統治構造からすれば、国会議員の選挙は主権者である国民が自らの代表者を選ぶという最も重要な権能の行使であるから、選挙制度は立法府が自由裁量で制定、変更できるものではなく、憲法の国民主権原理に照らしてその適否が検証されねばならない。

#### (2) 創生期における国民主権原理

国民主権原理は近代市民革命によって成立したが、その創生期においては、「国民」とは具体的に実在する国民ではなく、抽象的理念としての「全国民」とされていた。そのため、

国民に主権があるといっても、実在する国民が政治の決定権を持つという意味ではなく、政治の正当性の淵源が理念型としての「全国民」にあるという理念的意味に過ぎないと理解されていた。

そこでは実在する民意と議会の意思との一致は問題とされなかったし（政治的代表）、高額納税者の成人男性だけが選挙権を持つという制限選挙についても国民主権に反しないとされた。

### **(3) 現代における国民主権原理**

その後、資本主義の発達に伴って、貧富の差の拡大や恐慌の発生、相次ぐ世界戦争を経る中で、各国の民衆は自らの要求を実現するための政治参加を求めて、普通選挙運動を強力に進めていくことになる。このようなたたかいによって、普通選挙、平等選挙、直接選挙が近代的な選挙制度の原則となり、国民の政治参加が進んでいった。

また普通選挙によって大衆が政治参加するようになると、大衆的基盤を持つ大衆政党が出現し、国民の要求を政治に反映させる重要な役割を担うようになっていく。選挙は政党が公約を示して有権者の支持を争う場となり、議員は再選を望む限り公約を無視することはできなくなった。

こうして実在する民意と議会の意思との一致を問題としない古典的な国民主権原理は過去のものとなった。現代における国民主権原理は、現実生活する国民が政治の主人公であり、国民の生身の意味によって政治は決定されなければならないという理念に発展を遂げた。そこでは国民意思と議会意思の事実上の類似性が重視され（社会学的代表）、国民の多様な意思をできる限り忠実に反映する選挙制度が要請されるのである。

### **(4) 日本国憲法は民意が反映する選挙制度を要請している**

日本国憲法の国民主権原理も、このような現代的発展を踏まえて理解されるべきである。憲法前文が冒頭に掲げた「日本国民は、正当に選ばれた国会における代表者を通じて行動し」とは、主権者国民の意思を正しく反映した「代表者」による政治を要求したものと考えねばならないのである。

さらに、憲法は、普通選挙制度の保障（15条3項、44条但書）にとどまらず、公務員の選挙権のみならず罷免権まで国民固有の権利として保障するとともに（15条1項）、憲法改正に際して国民投票を要件とし（96条）、最高裁裁判官を国民審査により罷免する（79条2項）など、国民が直接政治的意思決定に参加する制度を保障している。

このように、憲法は、実在する国民の具体的意思によって政治が決定されなければならないとする現代の国民主権原理に立っており、国民の多様な意思が忠実に反映される選挙制度を要請している。そのような要請を最も満たすのは比例代表制であるが、政治改革以前に採用されていた中選挙区制も多様な民意が反映しやすい性格をもっている。

他方、単純小選挙区制は、膨大な死票を生み出して民意を切り捨てる一方で、民意の歪曲により「虚構の多数」を不可避的に生み出す制度であって、現代的な意味での国民主権

原理には相容れない制度である。

衆議院の比例定数削減は、事実上、単純小選挙区制と変わらない制度に変容させるものであり、このような企てが日本国憲法の要請に反することは明らかである。

## 2 ウェストミンスター・モデルには重大な問題がある

### (1) ウェストミンスター・モデル促進の動き

民主党は、度重なる訪英調査を実施して、ウェストミンスター・モデルと称されるイギリス型議院内閣制に倣った「国会改革」を強行しようとしている。いわゆるマニフェスト選挙や党首討論、官僚答弁の禁止等もその一環をなすものであるが、その根幹をなすのは、二大政党制を基礎とした小選挙区選挙により、国民の多数派が直接かつ明確に政策プログラム（マニフェスト）と政策実行者（首相）を選択するという統治システムである。

衆議院憲法調査会において、高橋和之東京大学教授（当時）が「国民が、選挙を通じて、『政策プログラム』とその実行主体である『首相』とを一体のものとして事実上直接に選ぶ議院内閣制の直接民主制的な運用形態である『国民内閣制』モデルが適当ではないか」との参考人発言を行うなど、ウェストミンスター・モデルを促進しようとする動きがある（衆議院憲法調査会報告書 05年4月）。

このような立場は、多党制・比例代表制では、最終的な政治プログラムが政党間の連立協議で決定されることになるため（媒介民主政）、国民が参加できないと批判する。その一方で、二大政党制・小選挙区制を、選挙における国民の選択肢は限定されるが、選挙を通じて国民が政治プログラムを直接選択できると評価し（非媒介民主政）、そうした「国民による政治」が通常「国民のための政治」を生み出すはずと、民主主義の名において正当化するのである。

### (2) ウェストミンスター・モデルの問題点

ウェストミンスター・モデルを、民主主義の観点から正当化することはできない。

第1に、ウェストミンスター・モデルの立脚点は、「国民の多数派」が政治プログラムを選択できる点にあるとされるが、母国であるイギリスにおいて、戦後、政権党が過半数の得票率を得たことは一度もない。日本でも、郵政選挙で大勝した自民党は47.77%、09総選挙で大勝した民主党も47.43%の得票率に止まったのであって、「国民の多数派による選択」という前提自体が幻想に過ぎない。

第2に、もう一つの立脚点は、国民多数派が「政策プログラム」を直接選択できる点にあるとされるが、それが成り立つためには、政党の政策プログラムの中で明確な対立・競争があり、投票が政党の政策プログラムの選択という形でなされることが必要となる。ところが、本家のイギリスではブレア率いる労働党政権と野党の保守党がいずれもイラク戦争に賛成する等、二大政党の政策プログラムが近似化した。日本でも民主党と自民党の政策に「大差ない」という回答が67%を占め（2009年3月発表の朝日新聞世論調査）、

いわば「中華A定食か中華B定食か」の選択（小松浩立命館大学教授）と喝破される程度の差しかないのであって、「政策プログラムの選択」という前提は画餅にすぎない。

第3に、政党の政策プログラムは様々な政策をワンパッケージで示すものであり、有権者には政策毎の個別的選択権はない。にもかかわらず、ひとたび選挙で勝つと全ての政策が承認されたかのように政策が実施されるおそれがある。しかも小選挙区制の場合、与党は得票率を大幅に超える過剰議席を得るため、反対意見を封殺して独裁的に政策が強行される危険が強い。そのことは本家イギリスでも「選挙による独裁」と批判されているとおりである。

第4に、国民の意見・要求は必ずしも二大政党に収斂するわけではない。二大政党によって代表されない世論は必ず存在するのに、それを人為的に二大政党に集約しようとする、膨大な棄権という病理現象を生み出すことになる。そのことは、民主・共和の二大政党制を基礎に小選挙区制を採用するアメリカの連邦下院選挙において、任期4年の大統領選挙と同時に行われる総選挙では投票率50%台、2年ごとの中間選挙では30%台に落ち込んでいること、年収1万5000ドル以下の低所得者層の投票率は10%前後に止まっていること等に端的に現れている（「法と民主主義」2009年4月号・杉原泰雄『100年に一度の危機』と憲法・序説）。

「国会議員であれ地方議員であれ、独任制でなく合議制の代表制度であり、しかもかなりの数の定数を用意するのは、制度内在的に『多様な民意』の反映を不可欠の前提にしているのではないか」、「端的に言って『政権選択』のためならば何百もの代表を選出する必要はなかろう」（森秀樹名古屋大学教授＝当時 「法律時報」2000年2月号29～30頁）とされるとおり、日本国憲法が多様な民意を議会に反映する選挙制度を予定していることは明らかだろう。

### 3 比例定数削減は世界の趨勢に反する

#### (1) 小選挙区制を採用するのは一部の国

現代の国民主権原理は、政治の主人公は国民で、現実に存在する国民の具体的意思によって政治が決定されなければならないという理念として発展しており、国民の多様な意思が忠実に反映される選挙制度を要請している。

だからこそ、世界的に見れば比例代表制が大きな流れになっており、単純小選挙区制または小選挙区制中心の国はごく一部に限られる。すなわち日本を除くOECD加盟29カ国とロシア、シンガポールを加えた31カ国中、下院の選挙区の全てが小選挙区制という国は、英、米、仏、カナダ、オーストラリアの5カ国にとどまっている。小選挙区比例代表並立制を採用するメキシコと韓国を加えても7カ国にすぎない（国立国会図書館調査及び立法考査局刊「レファレンス」No. 671『諸外国の下院の選挙制度』より）。

#### (2) 小選挙区制から比例代表制への動き

1990年代以降、これまで小選挙区制を採用してきた国々においても、それを見直す動きが活発化している（大山礼子「比較議会政治論—ウェストミンスター・モデルと欧州大陸型モデル」岩波書店）。

例えば、1935年以来、労働党と国民党の二大政党が議席をほぼ独占し、小選挙区選挙で勝利した政党が単独多数内閣を形成してきたニュージーランドでは、1993年に選挙制度の抜本的改正を問う国民投票が行われ、圧倒的多数の支持によりドイツ型の比例代表制（小選挙区比例代表併用制）が導入された。

ウェストミンスター・モデルの本家であるイギリスでも、見直しの動きが進んでいる。労働党は、1997年の総選挙におけるマニフェストに「小選挙区制に代わる比例性を有する代替案を勧告するための独立委員会の設置と選挙制度に関するレファレンダム（国民投票）の実施」を掲げ、これにもとづき「選挙制度に関する独立委員会」（通称「ジェンキンス委員会」）が設置され、98年には小選挙区制に比例代表制の要素を加味した混合制度への変更を勧告する報告書が提出された。

また、地方分権の是非を問う1997年の住民投票によって新設が決まったスコットランド議会とウェールズ議会では、1999年の第1回選挙以降、小選挙区比例代表の混合制（並立制）が採用されるに至っている。1998年の住民投票に基づいて復活したロンドン議会でも2000年の選挙以降、同様の混合制が採用されている。さらに、イギリスはEU諸国の中で、唯一小選挙区制によるEU議会選挙を行ってきたが、1999年の選挙から比例代表制に変更された。

このように、「小選挙区制の国イギリス」というイメージと異なり、今日のイギリスでは単純小選挙区制を採っているのは下院議員選挙と一部の地方議会議員選挙のみで、それ以外の選挙では比例代表の要素を取り入れた選挙制度が採用されている。そのことを無視して、イギリスをモデルに単純小選挙区制に近づけようとする議論は、世界の流れに逆行するものである。

### (3) いわゆる「ムダ論」について

今日の議員定数削減論は、国民の役に立っていない国会議員に多額のコストをかけるのは税金のムダだから、厳しい財政事情を考慮すると削減すべきは当然であるという点を一つの論拠としている。

だが、衆議院議員を80名削減して節約できる公金は約54億円に過ぎない。ムダを省くというのであれば、政党交付金年間約320億円を廃止すべきである。もともとこの制度は企業団体献金禁止を名目に創設されたにもかかわらず、現在も企業団体献金は禁止されていない。民主党や自民党が莫大な企業献金を受けながら、政党交付金をも二重に受け取っているのはきわめて背信的である。

そもそも日本の国会議員の数（衆議院480、参議院242）は諸外国と比べても決して多いものではない。各国の人口10万人あたりの国会議員数は以下のとおりであり、日

本の国会議員数は人口比で見るとほぼ最下位に近いレベルである。

スウェーデン	3. 83人	フィンランド	3. 79人	ノルウェー	3. 60人
デンマーク	3. 29人	イギリス	2. 28人	イタリア	1. 60人
カナダ	1. 25人	ドイツ	0. 81人	韓国	0. 62人
日本	0. 57人	アメリカ	0. 17人		

(国立国会図書館の資料をもとに算定)

民主党がモデルとするイギリスは2. 28人であり、日本の0. 57人はいまでもイギリスの4分の1でしかない。また、最下位のアメリカは政治的権限の大半が州政府にある連邦国家であって、必ずしも同列に論じられない。これらに目をつむり、ことさら「ムダ」を言い立てて議員定数削減を唱えるのは、まやかしの議論である。

本来、どれだけの国会議員が必要かは、国土の大きさや人口、地理、産業、国民意識等、様々な事情を総合的に検討して、議員が主権者たる国民の要求や意見を汲み上げて議会に反映させるためには、どの程度の数が適正かという観点から慎重に決すべき問題である。そのような慎重な検討を抜きにして、しかも多様な民意の反映という機能を果たす比例部分の定数を削減するというのは、結局、「ムダ」を口実に多様な民意の切り捨てを狙っていると言うほかない。このような乱暴極まりない議論はどうてい認められるものではない。

日本国憲法のみならず、世界の趨勢から考えても、多様な民意を切り捨てる衆院比例定数の削減は、許されるものではないのである。

## おわりに — 事態は切迫している

定数削減問題はまだまだ先だろう……こう考えている人が多いのではないだろうか。

確かに、すぐに定数削減法案が登場することはないだろう。だが、「国会改革」が着々と進められようとしているのは事実であり、7月の参議院選挙の結果しだいではいつ削減法案が登場してもおかしくない状況になる。また、政治改革を「未完の改革」と考える財界などは、単純小選挙区制や強権政治の実現に向けて、着々と準備を進めている。比例定数削減は、「国会改革」とともに、いまこのときの切迫した問題なのである。

他方、政治改革が登場したときといまでは、状況は決して同じではない。

改革の美名のもとに生み出されたのは、膨大な不安定雇用労働者であり、地域と教育の荒廃であり、社会的弱者を切り捨てる格差社会であった。平和憲法のもとで、いつのまにか自衛隊が戦地におもむき続けるという事態も現出した。そうした政治を可能にしたのが、「虚構の多数」を生み出し続けた小選挙区制だったこともすでに明らかである。

国民がそんな政治を認めていないことを示したのが、09年8月の総選挙であった。とすれば、さらなる民意の歪曲やいつその強権政治を、国民が認めることなどあり得ない。

日本国憲法の理念と主権者国民の意思に照らして、比例定数削減や強権政治は許されてはならないのである。



比例定数削減シミュレーション

05年総選挙

		自民党	民主党	公明党	共産党	社民党	国民新党	新党日本	みんなの党	諸派・無所属	計
小選挙区	票	32,518,390	24,804,787	981,105	4,937,375	996,007	432,679	137,172	0.20%	3,258,777	68,066,292
	議席	219	52	8	0	1	2	0	0.00%	18	300
比例代表	票	25,887,798	21,036,425	8,987,620	4,919,187	3,418,948	1,483,647	1,643,506	2.42%	433,938	67,811,069
	議席	77	61	23	9	6	2	1	0.56%	1	180
議席計		296	113	31	9	7	4	1	0.21%	19	480
比例定数100議席		47	36	11	3	2	0	0	0.00%	1	100
議席計		266	88	19	3	3	2	0	0.00%	19	400
議席と議席率の差		-30	-25	-12	-6	-4	-2	-1	-0.33%	0	-80
400議席比例配分		153	124	53	29	20	9	10	2.42%	3	400

09年総選挙

		自民党	民主党	公明党	共産党	社民党	国民新党	新党日本	みんなの党	諸派・無所属	計
小選挙区	票	27,301,982	33,475,334	782,984	2,978,354	1,376,739	730,570	220,223	0.31%	3,100,249	70,581,679
	議席	64	221	0	0	3	3	1	0.33%	2	300
比例代表	票	18,810,217	29,844,799	8,054,007	4,943,886	3,006,160	1,219,767	528,171	0.75%	958,049	70,370,255
	議席	55	87	21	9	4	0	0	0.00%	1	180
議席計		119	308	21	9	7	3	1	0.21%	7	480
比例定数100議席		30	53	10	4	0	0	0	0.00%	2	100
議席計		94	274	10	4	3	3	1	0.25%	7	400
議席と議席率の差		-25	-34	-11	-5	-4	0	0	-0.04%	-1	-80
400議席比例配分		107	170	46	28	17	7	3	0.75%	5	400

\* 「議席と議席率の差」は、シミュレーションの数値-実際の数値。

\* 「400議席比例配分」は全定数(400)を比例得票率で比例配分したもの。端数があるため合計が400とはならない。



比例議席の配分（05年）

東海	除数	自民党		民主党		公明党		共産党		国民新党		新党日本	
	1	3,066,048	1	2,766,443	2	987,290	6	502,501	13	300,574			327,768
21	2	1,533,024	3	1,383,222	4	493,645	14	251,251		150,287		163,884	
12	3	1,022,016	5	922,148	7	329,097	21	167,500		100,191		109,256	
	4	766,512	8	691,611	9	246,823		125,625		75,144		81,942	
	5	613,210	10	553,289	11	197,458		100,500		60,115		65,554	
	6	511,008	12	461,074	15	164,548		83,750		50,096		54,628	
	7	438,007	16	395,206	17	141,041		71,786		42,939		46,824	
	8	383,256	18	345,805	19	123,411		62,813		37,572		40,971	
	9	340,672	20	307,383		109,699		55,833		33,397		36,419	
10	306,605		276,644		98,729		50,250		30,057		32,777		
定数180	21		9	8		3		1					
定数100	12		6	5		1							

近畿	除数	自民党		民主党		公明党		共産党		社民党		新党日本	
	1	4,003,209	1	3,157,556	2	1,626,678	4	1,051,949	8	619,883	15	420,908	23
29	2	2,001,605	3	1,578,778	5	813,339	10	525,975	19	309,942		210,454	
16	3	1,334,403	6	1,052,519	7	542,226	16	350,650	29	206,628		140,303	
	4	1,000,802	9	789,389	12	406,670	25	262,987		154,971		105,227	
	5	800,642	11	631,511	14	325,336		210,390		123,977		84,182	
	6	667,202	13	526,259	18	271,113		175,325		103,314		70,151	
	7	571,887	17	451,079	21	232,383		150,278		88,555		60,130	
	8	500,401	20	394,695	26	203,335		131,494		77,485		52,614	
	9	444,801	22	350,840	28	180,742		116,883		68,876		46,768	
	10	400,321	24	315,756		162,668		105,195		61,988		42,091	
	11	363,928	27	287,051		147,880		95,632		56,353		38,264	
12	333,601		263,130		135,557		87,662		51,657		35,076		
定数180	29		11	9		4		3		1		1	
定数100	16		6	5		3		1		1			

中国	除数	自民党		民主党		公明党		共産党		社民党		国民新党	
	1	1,537,080	1	1,196,971	2	658,702	4	247,073		215,636		330,546	9
11	2	768,540	3	598,486	5	329,351	10	123,537		107,818		165,273	
6	3	512,360	6	398,990	7	219,567		82,358		71,879		110,182	
	4	384,270	8	299,243		164,676		61,768		53,909		82,637	
	5	307,416	11	239,394		131,740		49,415		43,127		66,109	
	6	256,180		199,495		109,784		41,179		35,939		55,091	
定数180	11		5	3		2						1	
定数100	6		3	2		1							

四国	除数	自民党		民主党		公明党		共産党		社民党	
	1	821,746	1	711,927	2	317,575	5	175,994		119,089	
6	2	410,873	3	355,964	4	158,788		87,997		59,545	
3	3	273,915	6	237,309		105,858		58,665		39,696	
4	4	205,437		177,982		79,394		43,999		29,772	
定数180	6		3	2		1					
定数100	3		2	1							

九州	除数	自民党		民主党		公明党		共産党		社民党		国民新党	
	1	2,883,048	1	2,287,753	2	1,240,007	4	451,158	15	607,008	10	307,454	
21	2	1,441,524	3	1,143,877	5	620,004	9	225,579		303,504		153,727	
12	3	961,016	6	762,584	7	413,336	16	150,386		202,336		102,485	
	4	720,762	8	571,938	12	310,002		112,790		151,752		76,864	
	5	576,610	11	457,551	14	248,001		90,232		121,402		61,491	
	6	480,508	13	381,292	18	206,668		75,193		101,168		51,242	
	7	411,864	17	326,822	20	177,144		64,451		86,715		43,922	
	8	360,381	19	285,969		155,001		56,395		75,876		38,432	
	9	320,339	21	254,195		137,779		50,129		67,445		34,162	
	10	288,305		228,775		124,001		45,116		60,701		30,745	
定数180	21		9	7		3		1		1			
定数100	12		5	4		2				1			

- 定数100でも議席を獲得
- 定数180では議席を獲得したが、定数100では喪失
- 議席配分を受けられる得票があったが、当選できる候補者がいなかったため配分されず。
- 配分を受けられる政党に当選できる候補者がいなかった結果、配分を受けた議席。



比例議席の配分（09年）

東海	除数	自民党		民主党		公明党		共産党		社民党		国民新党		新党日本		みんなの党		幸福実現党	
		1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
21	2	2,182,422	2	3,864,328	1	891,158	6	486,974	13	264,957		130,212	72,485	404,411 (18)		57,222			
12	3	1,091,211	5	1,932,164	3	445,579	15	243,487		132,479		65,106	36,243	202,206		28,611			
	3	727,474	9	1,288,109	4	297,053		162,325		88,319		43,404	24,162	134,804		19,074			
	4	545,606	12	966,082	7	222,790		121,744		66,239		32,553	18,121	101,103		14,306			
	5	436,484	16	772,866	8	178,232		97,395		52,991		26,042	14,497	80,882		11,444			
	6	363,737 (20)		644,055	10	148,526		81,162		44,160		21,702	12,081	67,402		9,537			
	7	311,775		552,047	11	127,308		69,568		37,851		18,602	10,355	57,773		8,175			
	8	272,803		483,041	14	111,395		60,872		33,120		16,277	9,061	50,551		7,153			
	9	242,491		429,370	17	99,018		54,108		29,440		14,468	8,054	44,935		6,358			
	10	218,242		386,433 (19)		89,116		48,697		26,496		13,021	7,249	40,441		5,722			
	11	198,402		351,303 (21)		81,014		44,270		24,087		11,837	6,590	36,765		5,202			
	12	181,869		322,027 (22)		74,263		40,581		22,080		10,851	6,040	33,701		4,769			
	13	167,879		297,256		68,551		37,460		20,381		10,016	5,576	31,109		4,402			
定数180	21		6 (6)		12 (11)		2 (2)		1 (1)								0 (1)		
定数100	12		4		7		1												

近畿	除数	自民党		民主党		公明党		共産党		社民党		国民新党		新党日本		改革クラブ		みんなの党		幸福実現党	
		1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
29	2	1,296,226	6	2,366,708	3	724,585	12	533,722	16	205,546		84,690	66,854	29,071				232,796		40,265	
16	3	864,150	10	1,577,805	4	483,057	19	355,814 (29)		137,031		56,460	44,569	19,380				155,197		26,843	
	4	648,113	14	1,183,354	7	362,293 (28)		266,861		102,773		42,345	33,427	14,535				116,398		20,132	
	5	518,490	18	946,683	9	289,834 (33)		213,489		82,218		33,876	26,742	11,628				93,118		16,106	
	6	432,075 (22)		788,903	11	241,528		177,907		68,515		28,230	22,285	9,690				77,599		13,422	
	7	370,350 (26)		676,202	13	207,024		152,492		58,727		24,197	19,101	8,306				66,513		11,504	
	8	324,056 (31)		591,677	15	181,146		133,430		51,387		21,173	16,714	7,268				58,199		10,066	
	9	288,050 (34)		525,935	17	161,019		118,605		45,677		18,820	14,856	6,460				51,732		8,948	
	10	259,245		473,342	20	144,917		106,744		41,109		16,938	13,371	5,814				46,559		8,053	
	11	235,677		430,310 (23)		131,743		97,040		37,372		15,398	12,155	5,286				42,326		7,321	
	12	216,038		394,451 (25)		120,764		88,954		34,258		14,115	11,142	4,845				38,799		6,711	
	13	199,419		364,109 (27)		111,475		82,111		31,622		13,029	10,285	4,472				35,815		6,195	
	14	185,175		338,101		103,512		76,246		29,364		12,099	9,551	4,153				33,257		5,752	
	15	172,830		315,561		96,611		71,163		27,406		11,292	8,914	3,876				31,039		5,369	
定数180	29		9 (7)		11 (13)		5 (4)		3 (3)		1 (1)								0 (1)		
定数100	16		4		8		2		2												

中国	除数	自民党		民主党		公明党		共産党		社民党		国民新党		幸福実現党	
		1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
11	2	694,226	4	852,121	3	277,776		122,381		78,146		104,104		16,160	
6	3	462,817	7	568,081	5	185,184		81,587		52,097		69,403		10,773	
	4	347,113	9	426,061	8	138,888		61,190		39,073		52,052		8,080	
	5	277,690		340,848	10	111,110		48,952		31,258		41,642		6,464	
	6	231,409		284,040	11	92,592		40,794		26,049		34,701		5,387	
	7	198,350		243,463		79,365		34,966		22,327		29,744		4,617	
定数180	11		4		6		1								
定数100	6		2		3		1								

四国	除数	自民党		民主党		公明党		共産党		社民党		幸福実現党	
		1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
6	2	359,797	4	486,519	3	146,602		75,086		47,279		9,754	
3	3	239,865		324,346	5	97,735		50,057		31,519		6,502	
定数180	6		2		3		1						
定数100	3		1		2								

九州	除数	自民党		民主党		公明党		共産党		社民党		国民新党		みんなの党		幸福実現党	
		1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
21	2	1,176,186	5	1,536,518	3	612,753	10	212,638		240,129		91,621	0			27,116	
12	3	784,124	7	1,024,345	6	408,502	17	141,759		160,086		61,081	0			18,077	
	4	588,093	11	768,259	8	306,376		106,319		120,064		45,811	0			13,558	
	5	470,474	14	614,607	9	245,101		85,055		96,051		36,648	0			10,846	
	6	392,062	18	512,173	12	204,251		70,879		80,043		30,540	0			9,039	
	7	336,053	20	439,005	15	175,072		60,754		68,608		26,177	0			7,747	
	8	294,047		384,129	19	153,188		53,160		60,032		22,905	0			6,779	
	9	261,375		341,448	21	136,167		47,253		53,362		20,360	0			6,026	
	10	235,237		307,304		122,551		42,528		48,026		18,324	0			5,423	
定数180	21		7		9		3		1		1						
定数100	12		4		6		2										

- 定数100でも議席を獲得
- 定数180では議席を獲得したが、定数100では喪失
- 議席配分を受けられる得票があったが、当選できる候補者がいなかったため配分されず。
- 配分を受けられる政党に当選できる候補者がいなかった結果、配分を受けた議席。

並立制のものとの総選挙（第41回～第45回）

第41回			自民党	新進党	民主党	共産党	社民党	さきがけ	民革連	その他	計	
96 (H8)	小選挙区	得票	21,836,096	15,812,326	6,001,666	7,096,765	1,240,649	727,644	149,357	3,663,919	56,528,422	
		率	38.63%	27.97%	10.62%	12.55%	2.19%	1.29%	0.26%	6.48%	100.00%	
10/20	比例代表	得票	18,205,955	15,580,053	8,949,190	7,268,743	3,547,240	582,093	18,844	1,417,077	55,569,195	
		率	32.76%	28.04%	16.10%	13.08%	6.38%	1.05%	0.03%	2.55%	100.00%	
橋本政権 最初の並立制選挙	小選挙区	議席	得票	169	96	17	2	4	2	1	9	300
			比例代表	70	60	35	24	11	0	0	0	200
			計	239	156	52	26	15	2	1	9	500
			率	47.80%	31.20%	10.40%	5.20%	3.00%	0.40%	0.20%	1.80%	100.00%

第42回			自民党	民主党	公明党	共産党	社民党	保守党	自由党	その他	計	
00 (H12)	小選挙区	得票	24,945,807	16,811,732	1,231,753	7,352,855	2,315,234	1,230,464	2,053,736	4,940,890	60,882,471	
		率	40.97%	27.61%	2.02%	12.08%	3.80%	2.02%	3.37%	8.12%	100.00%	
06/25	比例代表	得票	16,943,425	15,067,990	7,762,032	6,719,016	5,603,680	247,334	6,589,490	911,634	59,844,601	
		率	28.31%	25.18%	12.97%	11.23%	9.36%	0.41%	11.01%	1.52%	100.00%	
森政権	小選挙区	議席	得票	177	80	7		4	7	4	21	300
			比例代表	56	47	24	20	15	0	18	0	180
			計	233	127	31	20	19	7	22	21	480
			率	48.54%	26.46%	6.46%	4.17%	3.96%	1.46%	4.58%	4.38%	100.00%

第43回			自民党	民主党	公明党	共産党	社民党	保守新党	無所属の会	その他	計	
03 (H15)	小選挙区	得票	26,089,326	21,814,154	886,507	4,837,952	1,708,672	791,588	497,108	2,877,066	59,502,373	
		率	43.85%	36.66%	1.49%	8.13%	2.87%	1.33%	0.84%	4.84%	100.00%	
11/09	比例代表	得票	20,660,185	22,095,636	8,733,444	4,586,172	3,027,390			0	59,102,827	
		率	34.96%	37.39%	14.78%	7.76%	5.12%			0.00%	100.00%	
小泉政権 マニフェスト選挙	小選挙区	議席	得票	168	105	9	0	1			17	300
			比例代表	69	72	25	9	5			0	180
			計	237	177	34	9	6			17	480
			率	49.38%	36.88%	7.08%	1.88%	1.25%			3.54%	100.00%

第44回			自民党	民主党	公明党	共産党	社民党	国民新党	新党日本	その他	計	
05 (H17)	小選挙区	得票	32,518,390	24,804,787	981,105	4,937,375	996,007	432,679	137,172	3,258,777	68,066,292	
		率	47.77%	36.44%	1.44%	7.25%	1.46%	0.64%	0.20%	4.79%	100.00%	
09/11	比例代表	得票	25,887,798	21,036,425	8,987,620	4,919,187	3,418,948	1,483,647	1,643,506	433,938	67,811,069	
		率	38.18%	31.02%	13.25%	7.25%	5.04%	2.19%	2.42%	0.64%	100.00%	
小泉政権 郵政選挙 与党圧勝	小選挙区	議席	得票	219	52	8	0	1	2	0	18	300
			比例代表	77	61	23	9	6	2	1	1	180
			計	296	113	31	9	7	4	1	19	480
			率	61.67%	23.54%	6.46%	1.88%	1.46%	0.83%	0.21%	3.96%	100.00%

第45回			自民党	民主党	公明党	共産党	社民党	国民新党	みんなの党	その他	計	
09 (H21)	小選挙区	得票	27,301,982	33,475,334	782,984	2,978,354	1,376,739	730,570	615,244	3,320,472	70,581,679	
		率	38.68%	47.43%	1.11%	4.22%	1.95%	1.04%	0.87%	4.70%	100.00%	
08/30	比例代表	得票	18,810,217	29,844,799	8,054,007	4,943,886	3,006,160	1,219,767	3,005,199	6,526,232	70,370,255	
		率	26.73%	42.41%	11.45%	7.03%	4.27%	1.73%	4.27%	9.27%	100.00%	
麻生政権 与野党逆転 政権交代	小選挙区	議席	得票	64	221	0	0	3	3	2	7	300
			比例代表	55	87	21	9	4	0	3	1	180
			計	119	308	21	9	7	3	5	8	480
			率	24.79%	64.17%	4.38%	1.88%	1.46%	0.63%	1.04%	1.67%	100.00%

\* 与党の比例得票率、議席獲得率（小選挙区・比例代表）と「過剰議席」（比例配分との格差）

総選挙	選挙後政権	与党	比例得票率	比例配分	獲得議席計	議席率	過剰議席
第41回	橋本政権	自民 (社) (さ)	40.43%	202	256	51.20%	54
第42回	森政権	自民 公明 保守	41.70%	200	271	56.46%	71
第43回	小泉政権	自民 公明	49.73%	239	271	56.46%	32
第44回	小泉政権	自民 公明	51.43%	247	327	68.13%	80
第45回	鳩山政権	民主 社民 国新	48.42%	232	318	66.25%	86

## 【関係年表 八次審答申から政権交代まで】

- 1990年 第八次選挙制度審議会答申。イラク、クウェート侵攻。国連平和協力法案・廃案。
- 1991年 海部内閣政治改革法案、廃案。ソ連崩壊、湾岸戦争。
- 1992年 PKO法成立、陸上自衛隊・カンボジアへ。
- 1993年 宮沢内閣不信任案可決。第40回総選挙。細川内閣成立（7党1派連立）。
- 1994年 政治改革法案強行（深夜の密室クーデター）、北朝鮮核疑惑、読売新聞社・改憲案。
- 1996年 第41回総選挙。橋本政権（社・さ閣外協力）。橋本6大改革（97年）。
- 1999年 周辺事態法・憲法調査会設置法・盗聴法・国旗国歌法・地方分権一括法など成立。
- 2000年 衆参両院に憲法調査会。第42回総選挙。森政権（自・公連立）。
- 2001年 4月 小泉内閣成立（自・公連立）。アメリカ・ブッシュ政権は1月  
9月 「同時多発テロ」（9・11事件）。アフガン報復戦争（10月）。  
11月 「テロ」特措法成立。補給艦隊インド洋へ。
- 2002年 9月 アメリカ「国家安全保障戦略」（ブッシュ・ドクトリン）。
- 2003年 3月 米英軍、イラク攻撃開始。中央教育審議会最終報告（教育基本法改正）。  
6月 有事3法成立。イラク特措法、労働者派遣法改正（製造業派遣解禁等）成立。  
11月 第43回総選挙（マニフェスト選挙へ）。
- 2004年 2月 陸海空3自衛隊イラク派遣。陸上自衛隊・サマワに駐屯。  
6月 有事10案件（国民保護法など）成立。年金改革法成立。  
12月 新「防衛計画の大綱」（テロなどの脅威に対応）。  
この年 言論表現活動への刑事弾圧が相次ぐ（立川・国公法堀越・葛飾事件など）。
- 2005年 1月 日本経団連「わが国の基本問題を考える」（9条2項と96条の改憲）。  
4月 衆参両院憲法調査会・報告書。  
9月 第44回総選挙（自民圧勝、郵政選挙）。郵政改革法成立。  
11月 自民党大会・新憲法草案（自衛軍の海外侵攻、責務・秩序の重視）採択。
- 2006年 5月 米軍・自衛隊再編合意（2+2）。  
6月 高齢者医療法（後期高齢者医療制度）成立。  
9月 安倍内閣成立（自・公連立）。「教育再生会議」設置（10月）。  
12月 教育基本法「改正」、防衛省昇格法成立。
- 2007年 1月 日本経団連「希望の国、日本」。安倍首相「戦後レジームの脱却」。  
5月 改憲手続法成立。  
6月 教育三法、米軍再編特措法、イラク派兵延長法など成立。情報保全隊問題発覚。  
7月 参議院選挙で自民党惨敗（「レジーム脱却」路線の断罪、構造改革の矛盾露呈）。  
9月 安倍内閣総辞職。福田内閣成立（自・公連立）。  
11月 「テロ」特措法期限切れ、補給艦隊インド洋から帰還。  
この間 格差社会、貧困・窮乏が社会問題化。構造改革への批判が急速に強まる。
- 2008年 1月 新「テロ」特措法、参議院で否決、衆議院再可決で成立。  
4月 名古屋高裁・イラク派兵違憲判決。陸・空自衛隊イラクから撤退（6月、12月）。  
9月 福田内閣総辞職。麻生内閣成立（自・公連立）。  
この間 サブプライムローン問題に端を発した世界金融危機。世界同時不況。
- 2009年 1月 アメリカ・オバマ政権成立。核廃絶演説（4月）。  
3月 ソマリア沖に護衛艦派兵。グアム協定（2月）。  
5月 北朝鮮、核実験。P3C哨戒機ジブチ派遣。海賊対処法成立（6月）。  
8月 第45回総選挙（自民党歴史的惨敗 構造改革への断罪）。  
9月 鳩山内閣成立（民主・社民・国民連立）。政権交代。
- 2010年 1月 新「テロ特措法」期限切れ。補給艦隊インド洋から帰還。

# 衆院比例定数の削減に反対する

—— 専制政治への道を許してはならない

---

2010年 1月14日

編集 自由法曹団「国会改革」・衆院比例定数  
削減阻止対策本部

発行 自由法曹団

〒112-0002 東京都文京区小石川2-3-28-201

Tel 03-3814-3971 Fax 03-3814-2623

URL <http://www.jlaf.jp/>

---